３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び能代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県志摩市・度会郡大紀町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

志摩市（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに志摩市役所及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県鳥羽市・度会郡南伊勢町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

鳥羽市（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに鳥羽市役所及び南伊勢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第五十三号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十二条第二項において準用する同法第三十一条第一項の規定に基づき、令和七年四月八日付けで次のように同法第九条第一項の登録の更新をしたので、同法第四十四条第一号に該当するものとして同条の規定に基づき公示する。

令和七年四月八日

経済産業大臣　武藤　容治

登録の区分	国内登録検査機関
一　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十九条第二号から第八号までに掲げるものを除く。）	ＳＧＳジャパン株式会社 神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町１３４番地　横浜ビジネスパーク　ノースクエアⅠ　１、３、５階

（参考）

ＳＧＳジャパン株式会社の事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

ＳＧＳジャパン株式会社　本社（神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町１３４番地　横浜ビジネスパーク　ノースクエアⅠ　１、３、５階）

ＳＧＳジャパン株式会社　北山田試験所（神奈川県横浜市都筑区北山田３丁目５番地２３号）

○国土交通省告示第二百八十号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の九の規定により、同規則第七条の六第二項第二号から第四号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第七条の十八第二号の規定により、公示する。

令和七年四月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

（登録基礎ぐい工事試験）

㈠　登録番号　一

㈡　登録技術試験実施機関の変更後の氏名又は名称

一般社団法人　日本基礎建設協会

一般社団法人　コンクリートパイル・ポール協会

一般社団法人　鋼管杭・鋼矢板技術協会

㈢　登録技術試験実施機関の変更後の代表者の氏名

一般社団法人　日本基礎建設協会　脇　雅史

一般社団法人　コンクリートパイル・ポール協会　塚本　博

一般社団法人　鋼管杭・鋼矢板技術協会　岡原美知夫

㈣　登録技術試験実施機関の変更後の事務所の名称及び所在地

一般社団法人　日本基礎建設協会　東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目八番十二号

一般社団法人　コンクリートパイル・ポール協会　東京都港区浜松町二丁目七番十五号

一般社団法人　鋼管杭・鋼矢板技術協会　東京都中央区日本橋茅場町三丁目二番十号

㈤　登録技術試験実施機関の変更後の試験事務を開始する年月日

令和八年四月一日

○国土交通省告示第二百八十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

草葉川

二　砂防法第二条の土地の表示

福岡県みやま市瀬高町大草字山内及び字向坂の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点	北緯三三度〇九分二六秒〇二四七
二点	東経一三〇度三〇分四五秒三八八七 北緯三三度〇九分二五秒九九五五
三点	東経一三〇度三〇分四六秒〇四二〇 北緯三三度〇九分二五秒〇八八三
四点	東経一三〇度三〇分四六秒八九八二 北緯三三度〇九分二四秒八六一三
五点	東経一三〇度三〇分四七秒四八八三 北緯三三度〇九分二四秒七一二八
六点	東経一三〇度三〇分四七秒五七六六 北緯三三度〇九分二四秒二〇八五
七点	東経一三〇度三〇分四五秒五七九六 北緯三三度〇九分二三秒七七九六
八点	東経一三〇度三〇分四七秒五六三一 北緯三三度〇九分二三秒一八三三
九点	東経一三〇度三〇分四七秒四一三〇 北緯三三度〇九分二三秒〇九五三
十点	東経一三〇度三〇分四七秒一六三四 北緯三三度〇九分二三秒八九〇一
十一点	東経一三〇度三〇分四六秒七〇七四 北緯三三度〇九分二四秒〇三四九
十二点	東経一三〇度三〇分四五秒九八四九 北緯三三度〇九分二四秒二五七七
十三点	東経一三〇度三〇分四五秒八〇四四 北緯三三度〇九分二三秒〇四六九
十四点	東経一三〇度三〇分四六秒〇〇五四 北緯三三度〇九分二五秒一一八

○国土交通省告示第二百八十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月八日

国土交通大臣　中野　洋昌